

多摩市障がい者差別解消支援地域協議会について

1 目的

障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うこと

2 協議内容

- (1) 差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項
- (2) 助言又はあっせんに関する事項
- (3) 差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する事項
- (4) (1)～(3)のほか、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため必要な事項

3 協議会の委員構成等について

- ・ 障がいのある方、福祉、医療、教育、就労その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する方又は当該分野に識見を有する方、その他市長が必要と認める方で構成
- ・ 委員数：15人以内
- ・ 任期：2年
- ・ 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様

4 会長・副会長について

- ・ 協議会に会長及び副会長を置き、協議会の委員の互選により決定する。
- ・ 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。